答 弁 第 一 四 号昭和二十九年三月二十六日受領

内閣衆質第一四号

昭和二十九年三月二十六日

閣総理大臣 吉 田

内 茂

衆議院議員伊東岩男君提出日南法務支局存続に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議

長

堤

康

次

郎

殿

(質問の 一匹

衆議院議員伊東岩男君提出日南法務支局存続に関する質問に対する答弁書

今回の行政整理に対処する法務局内部 の措置として、 本局、 支局等における人員の配置換を必要と

宮崎地方法務局においても右の趣旨により研究しているものと考えるが、

特に同

地方法務局

日

.南支

局を格下げする方針が決定しているものではない。

支局の格下げは、 できる限り避けるのが 相当であるが、 人員の配置換の必要上研究の対象となつてい

るものと考える。

が、

本局、

支局間

の事

務負担

量

一の不均に

衡を是正するためには、

支局

 \mathcal{O}

職員で民衆に直

接関係の

な

V)

職域

三 行政 整理に対処する措置として、 般民衆の利害に直接関係のある出張所は廃止しない方針であ

に ある者を本局に配置換する以外に方法がない ものと考えられる。

四 地方の要望は、できる限り尊重したい。

右答弁する。

五.

御

要望

の趣旨は、

十分考慮する。